

税務署からのお知らせ

□申告期限と納期限

●申告所得税	平成24年3月15日(木)	→
●消費税及び地方消費税(個人事業者)	平成24年4月2日(月)	→
●贈与税	平成24年3月15日(木)	→

振替納税の振替日

平成24年4月20日(金)
平成24年4月25日(水)
振替納税がご利用できません。

※納期限は、申告期限と同じ日です。

※新たに口座振替を利用するには、納期限までに「口座振替依頼書」の提出が必要です。

□確定申告会場

場 所 N T T別府ビル5階 (別府市光町22番19号：別府税務署隣)
開設期間 2月16日(木)～3月15日(木) (土曜日、日曜日を除きます。)
受付時間 午前9時～午後4時

□別府税務署国東市出張申告相談日

場 所 アストくにさき アグリホール
開設期間 2月28日(火)・29日(水)
受付時間 午前9時～午後4時

※贈与税、相続税、消費税、株式譲渡、土地譲渡については上記の申告相談日にお越しください。

□公的年金受給者の方へ

平成23年分以降の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※この場合であっても、医療費控除や扶養控除など還付を受けるための確定申告を提出することができます。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、**市県民税の申告が必要な場合があります。**

市県民税に関する詳しいことは、市役所税務課にお問い合わせください。

□「確定申告書作成コーナー」のご案内

自宅のパソコンなどから国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、税務署に出向くことなく申告書を作成することができます。

○確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額を入力することにより、次の帳票を作成することができます。

*所得税の確定申告書

*青色申告決算書・収支内訳書

*消費税及び地方消費税の確定申告書

*贈与税の申告書(書面提出のみ)

○作成した確定申告書等は、印刷して郵送等により提出することができます。

○e-Taxで送信する場合には、事前に電子証明書やICカードリーダー等の準備が必要です。

www.nta.go.jp

確定申告

検索

問い合わせ

別府税務署 ☎0977-23-2111